岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第１条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第４条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第２条　この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業

（１）病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業　（別記１）

（２）医療介護連携体制整備事業　（別記２）

（３）助産所等施設設備整備事業　（別記３）

２　居宅等における医療の提供に関する事業

（１）かかりつけ医認定事業　（別記４）

（２）訪問看護総合支援センター事業　（別記５）

（３）備蓄医薬品の情報共有と地域（薬局）フォーミュラリの策定　（別記６）

（４）訪問薬剤指導推進事業　（別記７）

３　医療従事者の確保に関する事業

（１）救急勤務医支援事業　（別記８）

（２）産科医等育成・確保支援事業　（別記９）

（３）新人看護職員研修事業　（別記10）

（４）看護師等養成所運営事業　（別記11）

（５）院内保育運営事業　（別記12）

（６）小児救急医療拠点病院運営事業　（別記13）

（７）小児救急医療支援事業　（別記14）

（８）岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業　（別記15）

（９）看護職員の資質向上支援事業　（別記16）

（10）高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業　（別記17）

（11）高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業　（別記18）

（12）特定地域看護職員確保支援事業　（別記19）

（13）歯科衛生士の早期離職防止事業　（別記20）

（14）小児患者入院時の付き添い問題の解決と

継続可能の医療システムの構築　　（別記21）

（県の補助）
第３条　県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

（雑則）
第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成27年２月23日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成27年９月30日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成28年４月１日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成28年９月27日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成29年９月20日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成30年11月６日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成31年２月７日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、令和２年11月25日から施行し、令和２年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、令和３年９月21日から施行し、令和３年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、令和４年10月13日から施行し、令和４年度分の事業から適用する。
附　則
この要綱は、令和５年10月13日から施行し、令和５年度分の事業から適用する。
附　則

この要綱は、令和６年９月 14 日から施行し、令和６年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年９月 29 日から施行し、令和７年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年９月 18 日から施行し、令和８年度分の事業から適用する。

（別記１）

病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業

１　目的

県内に所在する医療機関が行う病床機能の分化・連携に資する施設又は設備の整備を支援することにより、高度急性期から急性期、包括期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的とする。

２　実施主体

岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者とする。

３　事業内容

（１）単独の医療機関が実施する施設整備等に要する次の経費を補助する。

ア　地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、病床機能報告において二次保健医療圏で過剰となっている機能病床から不足する機能病床へ転換するために行う医療施設等の新築、増改築又は改修に要するもの及び建物の整備の一環として行う設備整備又は備品の購入に要するもの。

ただし、包括期病床への転換の場合は、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有し、在宅復帰率６割以上（入院後 180 日以内）であること。また、同一開設者が開設する複数の医療機関が病床転換する場合は、病床数等を合算するものとする。

イ　地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、一般病床又は療養病床の削減を伴って病棟・病室を他の用途（機能転換以外）へ変更するために行う改修に要するもの及び変更後の用途のために必要な設備整備又は備品の購入に要するもの

ウ　地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小の際に要する下記(ア)及び(イ)の費用

（ア）不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る１件当たり 1,000 千円以上の損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損又は固定資産売却損）。ただし、特別損失として財務諸表に計上される金額に限る。なお、建物については、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、解体、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。医療機器については、「有姿除却」は対象としない。

（イ）早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（２）開設者の異なる複数の医療機関が統合する場合において実施する施設整備等に要する次の経費を補助する。

ア　地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するために行う医療施設等の新築、増改築又は改修に要するもの及び建物の整備の一環として行う設備整備又は備品の購入に要するもの

イ　地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小の際に要する下記（ア）及び（イ）の費用

（ア）不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る１件当たり 1,000 千円以上の損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損又は固定資産売却損）。ただし、特別損失として財務諸表に計上される金額に限る。なお、建物については、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、解体、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。医療機器については、「有姿除却」は対象としない。

（イ）早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

４　交付の対象外費用

次に掲げる費用については，補助の対象外とする。

（１）土地の取得又は整地に要する費用

（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３）既存建物の買収に要する費用

（４）建物付属設備を除く設備取得に要する費用

（５）その他事業の実施について適当と認められない費用

５　その他

（１）転換整備後、病床機能報告上の機能については、転換後の機能とし、事業の完了の日の属する年度の終了後 10 年間は当該機能を維持すること

（２）地域医療構想調整会議での合意が得られない場合は、この補助金の対象とならない。

（３）一般病床又は療養病床を介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない。

（別記２）

医療介護連携体制整備事業

１　目的

医療・介護サービスを取り巻く環境の変化やそれぞれの地域特性を踏まえた現状分析を基とした地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

２　実施主体

岡山県医師会とする。

３　事業内容

岡山県医師会地域包括ケア部会において、次の事業を実施する。

・地域包括ケア部会に関する協議会の設置運営
・岡山地域医療構想・包括ケアシステム研究会の設置運営
・医療介護連携を担うコーディネーターの配置
・郡市等医師会・市町村への地域包括ケア協働推進の支援
・講演会開催
・その他、地域医療構想の達成・推進、地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な事業

（別記３）

助産所等施設設備整備事業

１　目的

おかやまママ安心サポート事業により岡山県が選定したモデル地域（以下「モデル地域」という。）内において、周産期医療関係機関の機能分担・連携を進めるために必要となる助産所、院内助産所及び助産師外来（以下「助産所等」という。）の施設、設備整備を行うことにより、持続的な周産期医療体制の構築を図ることを目的とする。

２　実施主体

モデル地域内において、助産所を開設している若しくは開設しようとする助産師、院内助産所又は助産師外来を開設している若しくは開設しようとする産科を有する病院又は診療所、その他知事が認める者とする。

３　定義

助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のためのその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

院内助産所とは、緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥１か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制をいう。

助産師外来とは、緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うことをいう。ただし、産科医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来等のみを助産師が行う場合はこれに含まない。

４　事業内容

モデル地域内において、おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート地域協議会での合意を経て、助産所等の施設、設備整備に要する次の経費を支援する。

（１）新築、改築又は改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費

（２）検査・診断用機器又は情報通信設備（運用経費を除く）の設置に要する備品購入費、設置工事費

（別記４）

かかりつけ医認定事業

１　目的

地域包括ケアシステムを中心的に担う医師を担保するため、「かかりつけ医」を普及し、地域で対応できる医療環境づくりを進める。

２　実施主体

岡山県医師会とする。

３　事業内容

岡山県医師会において、かかりつけ医を普及させるため、かかりつけ医に必要な資質を習得するための研修プログラムを作成し、受講を修了した医師を「かかりつけ医」に認定する。

（別記５）

訪問看護総合支援センター事業

１　目的

訪問看護は在宅ケアの要であり、一層の人員の増加が求められている。そのため、臨床現場を経験した看護師の訪問看護分野への転向だけでなく、新卒や新任の看護師を訪問看護師として育成する。

さらに、訪問看護ステーションは小規模事業所が多いため、職員の育成や安定的な経営に課題がある。特に、中山間地域では移動距離が長く効率性に欠けるため、地域内で事業連携し、研修体制の強化や、経営基盤の安定を図る。

２　実施主体

岡山県看護協会とする。

３　事業内容

（１）訪問看護人材育成強化チームを主体とした新卒・新人訪問看護師の育成サポートの実施、交流会による訪問看護の啓発の実施

（２）医師会、病院協会、看護協会等による事業所運営基盤支援について検討する事業連携検討委員会の開催

（３）モデル圏域での具体的な実行に向けて協議を行う地域部会の開催

（４）その他、事業に関すること

（別記６）

備蓄医薬品の情報共有と地域（薬局）フォーミュラリの策定

１　目的

薬局間で備蓄医薬品等の情報を共有できるシステムを導入することで、地域における薬局間の連携を強化し、地域において必要とされる医薬品等を円滑に供給するための体制の構築を図る。

２　実施主体

一般社団法人岡山県薬剤師会とする。

３　事業内容

岡山県薬剤師会において、次の事業を実施する。

・薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通に関する事業
・地区薬剤師会の地区内医薬品備蓄状況の把握に関する事業
・医療機関との連携、情報提供事業
・薬局版地域フォーミュラリの構築に係る課題等の検討事業

（別記７）

訪問薬剤指導推進事業

１　目的

医療の進展等により、在宅療養者の医療ニーズは多様化している。そのような中、薬剤師の関与により、薬物有害事象への対処や服薬状況の改善が見込まれ、在宅医療の質の向上につながることから、薬剤師の果たす役割は大きいと言われている。

本事業を通じて、訪問薬剤管理指導が可能な薬局をさらに増大させるとともに、無菌調剤や小児の在宅療養者にも対応可能とする等、幅広いニーズを持つ在宅療養者への対応を可能とする。

２　実施主体

一般社団法人岡山県薬剤師会とする。

３　事業内容

（１）在宅医療未実施薬局や薬剤師への研修会の実施
（２）在宅医療実施薬局への質の向上のための研修会の実施
（３）研修受講者へのアンケート調査
（４）その他、訪問薬剤指導推進のために必要な事業

（別記８）

救急勤務医支援事業

１　目的

この事業は、医療機関における休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当(注)を創設し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図ることを目的とする。

２　実施主体

岡山県保健医療計画における二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターで、知事が適当と認めた医療機関とする。

３　事業内容

救急勤務医の確保を図るため、休日及び夜間において救急医療に従事する医師に救急勤務医手当を支給する医療機関に対して、その手当の一部を助成する。

４　運営方針

医療機関の長は、救急医療に従事する医師（ただし、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいては、産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む。）に対し、救急勤務医手当を支給することを就業規則等に盛り込むものとする。

なお、救急勤務医手当の創設に当たっては、既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等を行ってはならないものとする。

（注）救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当全般を指すものとする。

（別記９）

産科医等育成・確保支援事業

１　目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域で分娩を支える産科医等に対し、分娩取扱件数に応じて支給される手当（以下「分娩手当等」という。）を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科・産婦人科を選択する医師に対し、産科・産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした手当（以下「研修手当等」という。）を支給することで将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

２　実施主体

この事業の実施主体は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他知事が認める者とする。

３　対象施設

（１）産科医等確保支援事業

以下の要件を全て満たすもの又はこれに準じるものと知事が適当と認めたものとする。

ア　就業規則又はこれに類する雇用契約（以下「雇用契約等」という。）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩手当等について明記している分娩施設であること

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する分娩手当等の支給が雇用契約等に明記されているなど、知事が適当と認める場合、開設者本人を補助対象に含めることができる。

イ　一分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料、処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が 70 万円未満の分娩施設であること（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）。

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

（２）産科医等育成支援事業

以下の要件を全て満たし、知事が適当と認めたものとする。

ア　医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の２第１項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の

下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること

イ　雇用契約等において、研修医手当等の支給について明記している医療機関であること

4　事業内容

（1）産科医等確保支援事業

地域で分娩を支える産科医等に対し分娩手当等を支給する経費を助成する。

（2）産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科・産婦人科を選択する医師に対し研修医手当等を支給する経費を助成する。

（別記 10）

新人看護職員研修事業

Ⅰ　新人看護職員研修事業

１　目的

病院等(注1)において、新人看護職員(注2)、新人保健師(注3)及び新人助産師(注4)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

（注１）病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成４年法律第 86 号）第２条第２項に規定する病院等をいう。

（注２）新人看護職員とは、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

（注３）新人保健師とは、保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。

（注４）新人助産師とは、助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。

２　実施主体

病院等とする。

３　事業内容

病院等が、「新人看護職員研修ガイドライン」（平成 26 年２月 24 日付け厚生労働省「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会報告書」、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する事業である。

（１）　「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのＩ－３－１又はガイドライン保健師編のＩ－３－１を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

（２）　「研修における組織の体制」（ガイドラインのＩ－３－２又はガイドライン保健師編のＩ－３－２を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

（３）　「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドライン保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

Ⅱ　医療機関受入研修事業

１　目的

他の病院等に所属する新人看護職員を受け入れた研修を実施した病院等に対して支援を行うことにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

２　実施主体

上記Ⅰにおける新人看護職員研修事業の実施主体とする。

３　事業内容

新人看護職員研修事業を実施する病院等において、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により他の病院等に所属する新人看護職員を受け入れて研修を実施する。

なお、医療機関受入研修は、複数月で実施すること。

また、新人保健師研修又は新人助産師研修に関する医療機関受入研修を行う場合も同様とする。

（別記 11）

看護師等養成所運営事業

1　目的

保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条の規定により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除く。以下「看護師等養成所」という。）の運営に必要な経費を補助することにより、看護師等養成所の強化及び充実を行い、もって教育内容の向上を図ることを目的とする。

2　実施主体

次の各号に掲げる者が設置した看護師等養成所とする。

（１）社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く）

（２）国家公務員共済組合及びその連合会

（３）健康保険組合及びその連合会

（４）国民健康保険組合

（５）学校法人及び準学校法人

（６）医療法人

（７）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

（８）独立行政法人

ただし、上記のうち（６）及び（７）については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。ただし、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあってはこの限りではない。

なお、上記の者が設置した看護師等養成所であっても、国等から看護師等養成所に係る運営費の交付を受けている場合は、補助対象としない。

3　事業内容

上記２に掲げる者が設置した、看護師等養成所が実施する看護師等養成所の運営事業とする。

（別記 12）

院内保育運営事業

1　目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

2　補助対象事業

補助対象事業は、４に掲げる法人等が１に掲げる目的をもって職員の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「院内保育運営事業」という。）とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

3　補助対象施設

補助対象施設は、医療法第７条の規定により許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所等の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した院内保育施設を含む。）であって、６の（１）に掲げる院内保育施設の種別に該当し、原則として 12 か月間運営し、かつ保育料として１人当たり平均月額 10,000 円以上を徴収している施設とする。ただし、６の（１）に掲げる院内保育施設の種別のうち、Ｃ－１型にあっては、運営期間が 12 か月間に満たない場合も対象とし、また、老人保健施設又は訪問看護ステーションに従事する職員のために保育施設を運営する場合も対象とする。

なお、病院又は診療所の開設者以外の者が、院内保育施設の運営を行う場合は対象としないが、病院又は診療所の開設者と関連する非営利の主体が、院内保育施設を運営し、病院又は診療所（Ｃ－１型にあっては、老人保健施設又は訪問看護ステーションを含む。）に従事する職員の児童以外の保育を行わない場合は、対象とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には、１か月として算定して差し支えないものとする。

また、保育料は、保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）とする。

4　実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

（１）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（ただし、国民健康保険団体

連合会については、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

（２）日本赤十字社（ただし、岡山県地域医療介護総合確保基金（医療）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

（３）国家公務員共済組合及びその連合会

（４）地方公務員等共済組合

（５）私立学校教職員共済組合

（６）農林漁業団体職員共済組合

（７）健康保険組合及びその連合

（８）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）及び一般社団法人又は一般財団法人等

（９）学校法人

(10) 医療法人

(11) 病院、診療所を開設する医師

(12) 独立行政法人

(13) 市町村（一部事務組合を含む。ただし、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

(14) 地方独立行政法人（ただし、交付要綱別表第５欄における別紙４の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）

(15) 国立大学法人

(16) 医療生活協同組合

(17) （１）から（16）の実施主体が開設する病院及び診療所と関連する非営利の主体

5　実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重するものとする。

6　院内保育施設の種別

（１）院内保育施設の種別は、表１のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、３の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準

値以上であれば、各月において基準値未満（６か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

表１　院内保育施設の種別

基準項目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
Ａ型特例	４人未満	２人以上	８時間以上
Ａ型	４人以上	２人以上	８時間以上
Ｂ型	10 人以上	４人以上	10 時間以上
Ｂ型特例	30 人以上	10 人以上	10 時間以上
Ｃ－１型	２人以上	１人以上	８時間以上
Ｃ－２型	４人以上	２人以上	８時間以上
Ｃ－３型	10 人以上	４人以上	10 時間以上

（注１）実施主体が４の（12）から（15）及び（17）の場合は、Ｃ－１型、Ｃ－２型及びＣ－３型に限定する。

（注２）実施主体が４の（１）から（11）及び（16）の場合は、Ｃ－２型及びＣ－３型は適用しない。

（２）24 時間保育は、終日いずれの時間帯においても、２に掲げる保育サービスを提供するものとする。

（３）延長保育は、（１）の各種別ごとに必要な保育時間に加えて、１時間以上２に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、（２）又は（４）と重複する場合を除く。

（４）休日保育は、以下に掲げる日において、２に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

①　日曜日

②　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年７月 20 日法律第 178 号）第３条に規定する休日

③　12 月 29 日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）

7　病児等保育

（１）対象児童

①　医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

②　保育所に通所している児童ではないが、①と同様の状況にある児童。（小学

校低学年児童等を含む。）

（２）対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として７日まで連続して保育できるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

（３）施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。

また、安静室は、病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として、1.65 ㎡以上であること。

（４）職員配置等

① 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

② 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

③ 児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

④ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

（５）利用事務手続等

① 利用事務手続については、実施施設ごとに定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

② 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。

（６）保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり 3,200 円以内で、保護者より徴収すること。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

（７）その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うこと。

（８）緊急一時保育

① 対象児童

24 時間保育を実施していない院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童。（小学校低学年を含む。）

②　対象となるサービス

院内保育施設が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と緊急一時保育に関する契約をしており、かつ保育サービスを提供する事業者への支払を当該院内保育施設の会計で行い、①の児童を保育したことにより、院内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

③　緊急一時保育の対象となる保育サービスを提供する事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については、対象としない。

（9）児童保育

①　対象児童

院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童。（以下、「放課後児童」という。）

②　施設

児童保育を行うために、間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保すること。

③　職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。）を１名以上配置すること。

（別記 13）

小児救急医療拠点病院運営事業

１　目的

小児救急医療拠点病院運営事業は、県が地域の実情に応じて小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

２　事業内容

以下により、小児救急医療拠点病院の運営に要する経費を助成する。

（１）地域設定

地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数の二次医療圏単位によりがたい地域については知事が設定する地域とする。

（２）病院

県又は知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

（３）運営方針

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるものとする。

（別記 14）

小児救急医療支援事業

1　目的

地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

2　補助対象

（１）地域設定

地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については知事が設定する地域とする。

（２）病院

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。

（３）交付

小児救急医療支援事業の運営費、施設整備並びに設備整備を交付の対象とする。

3　運営方針

地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

4　整備基準

（１）病院群輪番制方式

①　当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

②　当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

（２）共同利用型病院方式

①　入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

②　病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

（別記 15）

岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業

1　目的

看護職員は、診療報酬に係る業務の増加や医師の働き方改革の推進によるタスクシフト/シェアにより多忙化している。今後、看護職員の負担軽減を図っていくためには、看護職員の担う業務のうち資格が不要な業務の看護補助者へのタスクシフト/シェア等を推進する必要がある。

しかし、看護補助者の業務に対する知識不足や医療現場での仕事に対するリアリティショック等から、看護補助者の採用・定着が難しい状況である。本事業の実施により、看護補助者に対して就職前に研修を実施することで、リアリティショック等を緩和し、看護補助者の確保・定着に繋げる。

2　実施主体

川崎医科大学附属病院とする。

3　事業内容

地域で働く看護補助者育成のため研修事業を実施する。

（1）「看護補助者育成コース」の研修プログラムを作成

（コースの内容：感染対策や患者移送などの日常生活援助に係る業務）

（2）認定看護師等による講義、演習を行い、業務に必要な最新の知識、技術を学習する。

（別記 16）

看護職員の資質向上支援事業

Ⅰ　看護師の特定行為研修機関派遣支援事業

１　目的

医療機関等が実施する特定行為(注１)を行う看護師の養成を支援することにより、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

（注１）特定行為とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の２第２項第１号に規定する特定行為をいう。

２　実施主体

医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者とする。

３　事業内容

医療機関等が、雇用している看護職員（看護師免許を有する者とする。）を、特定行為研修(注２)受講を目的とし指定研修機関(注３)に派遣するための支援事業とし、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに教育課程を修了するものとする。なお、受講期間が２年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において対象とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

（注２）特定行為研修とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の２第２項第４号に規定する特定行為研修をいう。

（注３）指定研修機関とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の２第２項第５号に規定する指定研修機関をいう。

Ⅱ　認定、専門看護師教育機関派遣支援事業

１　目的

医療機関等が実施する公益社団法人日本看護協会による資格認定制度である認定看護師及び専門看護師の養成を支援することにより、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

２　実施主体

医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者とする。

３　事業内容

医療機関等が、雇用している看護職員（看護師免許を有する者とする。）を、公益社団法人日本看護協会の認定審査を受けることを目的とし認定看護師及び専門看護師の教育機関に派遣するための支援事業とし、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに教育課程を修了するものとする。なお、受講期間が２年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において対象とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

Ⅲ　専任教員養成講習会派遣支援事業

１　目的

保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条の規定により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除く。以下「看護師等養成所」という。）が実施する専任教員(注４)の養成を支援することにより、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

（注４）専任教員とは、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成 27 年医政発 0331 第 21 号）第五に規定する専任教員をいう。

２　実施主体

次の各号に掲げる者が設置した看護師等養成所とする。

（１）社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く）
（２）国家公務員共済組合及びその連合会
（３）健康保険組合及びその連合会
（４）国民健康保険組合
（５）学校法人及び準学校法人
（６）医療法人
（７）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
（８）独立行政法人

ただし、上記のうち（６）及び（７）については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。ただし、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあってはこの限りではない。

なお、上記の者が設置した看護師等養成所であっても、国等から看護師等養成所に係る運営費の交付を受けている場合は、補助対象としない。

３　事業内容

看護師等養成所が、雇用している教員を、専任教員になるために必要な研修

の受講を目的とし厚生労働省が認定した専任教員養成講習会(注５)の実施機関に派遣するための支援事業とし、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに教育課程を修了するものとする。なお、受講期間が２年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において対象とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

（注５）厚生労働大臣が認定した専任教員養成講習会とは、「看護教員に関する講習会の実施要領について」（平成 22 年医政発 0405 第３号）に基づき厚生労働大臣が認定した専任教員養成講習会をいう。

（別記 17）

高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業

1　目的

これまでの新型コロナウイルス感染症に係るクラスターの多くは高齢者施設において発生しており、その予防のためには発生要因を明確化し、施設管理者や看護職等において施設全体の感染予防を迅速かつ的確に実践できる体制を整備することが重要である。

そこで、感染管理認定看護師と協働し、高齢者施設等の看護職を対象としたより短期間の研修を実施し、各施設における感染症対策のリーダーの育成を図る。

2　実施主体

岡山県看護協会とする。

3　事業内容

（1）高齢者施設における感染症対策のリーダー育成のため、感染管理・予防に関する研修会の開催

（2）研修受講者、感染管理認定看護師等によるフォローアップ交流会の開催

（別記 18）

高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業

1　目的

高齢者入所施設からの救急搬送事例を減少させ、地域の救急医療の負担軽減を図ることを目的とする。

2　実施主体

岡山県医師会とする。

3　事業内容

（1）高齢者の急変時への対応ノウハウを持ち、高齢者入所施設からの電話相談に 24 時間対応可能な医療施設に相談窓口を設置する。

（2）施設職員からの電話相談に対し、救急搬送の必要性を含む相談対象高齢者への対応のアドバイスを行う。

（別記 19）

特定地域看護職員確保支援事業

1　目的

今後、地域医療に必要な看護職員の確保が困難になると予想される二次保健医療圏(注１)に所在する医療施設を対象に看護職員確保の取組を支援することにより、就業する看護職員のうち 50 歳未満の者の割合が 60%未満の二次保健医療圏（以下、「特定地域」という。）への看護職員の定着を図り、将来的な医療提供体制を確保することを目的とする。

（注１）二次保健医療圏とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第２項第 14 号に規定する区域をいう。

2　実施主体

特定地域に所在する次の医療施設（関係法令の要件を満たす施設に限る。以下、「事業対象施設」という。）の開設者とする。なお、事業対象施設は、市町村が直接運営するもの及び 50 歳未満の看護職員の年齢構成割合が 70%以上のものを除く。

（１）病院（病床数 200 床未満又は病床の 80%以上が精神病床であるもの）
（２）診療所
（３）医療型障害児入所施設
（４）指定発達支援医療機関
（５）介護老人保健施設
（６）（介護予防）訪問看護事業所
（７）介護医療院

3　特定地域の要件

直近の調査において、就業する看護職員のうち 50 歳未満の者の割合が 60%未満となった二次保健医療圏とし、当該調査は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 33 条の規定による、２年ごとの業務従事届の集計結果によるものとする。

なお、業務従事届の集計結果が公表された時点において、新たに特定地域の要件に該当する二次保健医療圏が発生した場合は、集計結果公表年度の翌年度以降、新たな特定地域を決定し事業対象とする。

また、業務従事届の集計結果が公表された時点において、特定地域に該当しなくなった二次保健医療圏については、当該集計結果公表年度の補助事業に限り、なお特定地域の要件が継続しているものとみなす。

4　事業対象とする特定地域

高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏、津山・英田保健医療圏とする。

5　事業対象とする特定地域の構成市町村

①　高梁・新見保健医療圏・・・高梁市、新見市

②　真庭保健医療圏・・・・・・真庭市、新庄村

③　津山・英田保健医療圏・・・津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

6　事業内容

特定地域に所在する事業対象施設が、新たに採用した看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）に就職準備金(注２)を支給（同一法人内での異動により就職準備金を受領した採用者を除く。）した場合の支援事業とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

（注２）就職準備金とは、事業対象施設において直接雇用するために採用する看護職員（以下、「採用者」という。）に対し、その採用を促す目的で、事業対象施設の開設者が直接採用者に支給する金銭をいい、採用者に貸与する金銭及び一定の条件のもと採用者に貸与し、その返還を免除する金銭は含まない。

7　新たに採用した看護職員の要件

次の要件を全て満たす者である場合に限り、支援対象とする。

（１）補助事業年度において、事業対象施設に直接雇用される者

（２）常勤・非常勤の別なく勤務時間が週 32 時間以上である者

（３）採用した日から２年間継続して看護業務に従事する予定の者

（４）転職者(注３)である場合は、転職前の医療施設の所在地が、事業対象とする特定地域の構成市町村外にあること

（５）岡山県看護学生奨学資金の貸付を受けた者である場合は、採用した日までに貸付の全額免除となった者又は貸付金の返還が終了している者

（注３）転職者とは、前職の看護職を退職した日から事業対象施設に採用された日までの間に、１年を経過しない者をいう。

（別記 20）

歯科衛生士の早期離職防止事業

1　目的

慢性的な歯科衛生士不足を解消するため、歯科衛生士がどのような不安を抱え、どのような支援を必要としているのか把握し、早期離職防止のための方策を検討する。

2　実施主体

一般社団法人岡山県歯科衛生士会とする。

3　事業内容

歯科衛生士の早期離職防止策の検討のために、次の事業を行う。

（１）歯科衛生士早期離職防止対策会議を開催する。
（２）歯科医院長及びトレーナー歯科衛生士向け新人教育研修会を開催する。
（３）県内歯科医師会所属歯科医院長向けコンプライアンス研修会を開催する。
（４）県内歯科衛生士養成校における就業促進広報活動を実施する。
（５）県内歯科衛生士養成校卒業生を対象とした就職意向調査を実施する。

（別記 21）

小児患者入院時の付き添い問題の解決と継続可能の医療システムの構築

1　目的

現行の保険診療体制では、入院している小児患者への付き添いは、医師の許可があれば認められている一方で、付き添いが難しい家族の場合、入院回避のための頻回受診は家族への負担が大きいほか、小児患者の症状悪化による医療機関の負担の拡大や、医療資源の消耗、看護師等のスタッフの離職につながるリスクがある。

このため、付き添いが望ましい小児患者に対して、家族以外の付き添いを確保するためのシステムを構築することを目的とする。

2　実施主体

岡山県小児科医会とする。

3　事業内容

付き添い確保のためのシステム構築に要する以下の経費を助成する。

（１）検討会議開催に必要な経費

（２）関係機関へのアンケート等調査に係る経費

（３）事務委託費

（４）その他、付き添い確保のためのシステム構築のために必要な経費